



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 規則

\*80 和歌山県安全・安心まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (県民生活課)

### ○ 告示

1136 財団法人道府県会館の平成18年度経営状況 (管財課)

1137 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)

1138 有害図書等の指定 (青少年課)

1139 生活保護法による施術機関の指定 (福祉保健総務課)

1140 生活保護法による指定介護機関の廃止 ( " )

1141 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)

1142 貸金業の登録の取消し (商工観光労働総務課)

1143 県営ため池等整備事業の工事の完了 (農村計画課)

1144 県営中山間地域総合整備事業の工事の完了 ( " )

1145 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)

1146 " ( " )

1147 " ( " )

1148 " ( " )

1149 保安林予定森林 ( " )

1150 " ( " )

### ○ 公安委員会告示

48 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

### ○ 選挙管理委員会告示

118 政治団体の設立の届出

119 政治団体の届出事項の異動の届出

120 政治団体の解散の届出

121 政治団体の収支報告書の要旨

### ○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)

### ○ 諸報

入札公告 (公立大学法人和歌山県立医科大学)

拾得物件公告 (和歌山県田辺警察署)

## 規 則

和歌山県規則第80号

和歌山県安全・安心まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年9月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県安全・安心まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県安全・安心まちづくり条例施行規則(平成18年和歌山県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第12号を削る。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

## 告 示

和歌山県告示第1136号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第2項の規定により、財団法人道府県会館から平成18年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成19年9月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

財団法人道府県会館の平成18年度経営状況

### 1 災害共済事業(建物共済・自動車損害共済事業)

分担金その他収入	1,741,747,893円
災害共済金経費その他支出	1,119,720,455円
次期繰越収支差額	622,027,438円
正味財産	22,047,368,964円

### 2 機械損害共済事業

分担金その他収入	556,919,880円
災害共済金経費その他支出	242,009,797円
次期繰越収支差額	314,910,083円
正味財産	6,660,230,083円

和歌山県告示第1137号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成19年11月11日まで縦覧に供する。

平成19年9月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成19年9月11日  
 2 名称  
 特定非営利活動法人万優会  
 3 代表者の氏名  
 平野小百合  
 4 主たる事務所の所在地  
 和歌山市内原1754番地の7  
 5 定款に記載された目的  
 この法人は、一般県民に対して、福祉や住環境に関する事業を行い、生活環境の向上に寄与することを目的とする。

月刊誌	特冊新鮮組DX 10月号	06681-10	竹書房
雑誌	金のEX vol.5	05272-10	大洋書房
月刊誌	スコラ 10月号	15401-10	スコラマガジン
月刊誌	ジェイスパーク 10月号	86257-10	トライマックス
月刊誌	実話マッドマックス 10月号	15279-10	コアマガジン

指定理由  
 著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1138号  
 和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成19年9月18日指定した。  
 平成19年9月28日

和歌山県告示第1139号  
 生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 平成19年9月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	絶対恋愛スウィート 10月号	15557-10	笠倉出版社
雑誌	miniパラ ウーマン劇場10/5号	11816-10/5	竹書房
月刊誌	月刊クリーム 10月号	03299-10	ワイレア出版
雑誌	サーカス・マックス vol.5	04046-10	ベストセラーズ
月刊誌	実話ドキュメント 10月号	05267-10	竹書房
月刊誌	ケータイバンディッツ 10月号	13319-10	ミリオン出版
月刊誌	ブブカ 10月号	17885-10	コアマガジン

指定番号	名称	所在地	指定年月日
御柔20-19	梅田接骨院	御坊市藤田町吉田764-3	平成19.9.6

和歌山県告示第1140号  
 生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 平成19年9月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社はるか	紀の川市名手市場1549-1	ケアステーションはるか	岩出市吉田309-4(406号)	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.9.1
誠光ライフ株式会社	和歌山市砂山南1-2-21	誠光ライフ株式会社田辺営業所	田辺市湊1370-7	福祉用具貸与・居宅介護支援・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成19.8.5
社会福祉法人紀友会	東牟婁郡那智勝浦町浜の宮850-1	日好荘	東牟婁郡那智勝浦町浜の宮850-1	通所介護	平成19.2.28

和歌山県告示第1141号  
 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公

示する。  
 平成19年9月28日  
 和歌山県知事 仁坂吉伸

薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
すみれ調剤薬局	和歌山市塩屋6-2-65	大尻真琴	平成19.9.1

指定訪問看護事業者等

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
株式会社介護ステーションオアシス	和歌山市西庄1086-43	訪問介護オアシス	平成19.9.1

和歌山県告示第1142号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第37条第1項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年9月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 商号又は名称 マイニチファイナンス
- 氏名 岩橋貞彦
- 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市四番丁48番地
- 登録番号 和歌山県知事(N1)第01245号
- 登録年月日 平成17年9月3日
- 行政処分年月日 平成19年9月19日
- 行政処分内容 登録の取消し
- 行政処分の理由 貸金業の規制等に関する法律第37条第1項第6号に該当するため。

和歌山県告示第1143号

県営ため池等整備事業につきその工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年9月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 事業名 県営ため池等整備事業碓間池地区
- 確定年月日 平成17年3月18日
- 工事を完了した時期 平成19年4月18日

和歌山県告示第1144号

県営中山間地域総合整備事業につきその工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年9月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 事業名 県営中山間地域総合整備事業稲原西地区
- 確定年月日 平成18年7月15日
- 工事を完了した時期 平成18年8月24日

和歌山県告示第1145号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年9月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字小釜本字長子谷578、580、581、582・字宮ノ谷588(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。字長子谷582(次の図に示す部分に限る。)
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1146号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年9月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字滝字熊ノ谷1003の1、1004
- 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び伊都興局並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1147号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年9月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町三越字大井戸205の1、字シレイ谷207、268、269の2

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1148号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年9月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市・東牟婁郡那智勝浦町・北山村(以上1市1町1村国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁並びに田辺市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1149号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年9月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字清水字西之谷532、536、550

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。字西之谷532・536・550(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1150号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年9月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字修理川字寒風1572の1、1573、1574の1、1575、1576の1、1577、1578の1

- 2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第48号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成19年9月28日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 審査の種類等

種類	内容	期 日	場 所
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（牽引） 教習指導員審査（普通二種） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種）	教習に関する技能及び知識	平成19年10月31日（水）から同年11月2日（金）までの3日間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（牽引） 技能検定員審査（普通二種） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種）	技能検定に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成19年10月2日（火）から同年10月9日（火）までの毎日（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

- ア 運転免許証
- イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）
- ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの）1枚

(4) 審査手数料

ア 教習指導員審査手数料

13,300円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める額

イ 技能検定員審査手数料

22,450円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問い合わせ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課（電話 073-473-0110 内線363）

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第118号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年9月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本 恒 男

代表者の	会計責任者の	主たる事務所の	政党・政治
------	--------	---------	-------

政治団体の名称	氏名	氏名	所在地	届出年月日	団体の別	備考
自由民主党和歌山県白浜支部	堅田輝昭	笠原佐和子	西牟婁郡白浜町富田607	平成19.6.25	政党の支部	
小西のりたみ後援会	小西敬民	竹中一恵	有田市初島町里2196-2	平成19.8.16	政治団体	
かしはら淳奈後援会	直山右	直山智城	有田郡広川町西広1168番地の4	平成19.8.20	政治団体	
森利夫後援会	森利夫	森雅紀	有田郡広川町山本269番地	平成19.8.31	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第119号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年9月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
自由民主党和歌山県バス支部	代表者	井上慎治	赤松真人	平成19.7.19	政党の支部	
全日本不動産政治連盟和歌山県本部	代表者	四宮要三	三原寛	平成19.8.20	政治団体	
自由民主党岩出市支部	主たる事務所の所在地	岩出市荊本170	岩出市高瀬74-2	平成19.8.29	政党の支部	
山本しげあき後援会	代表者	前田佳昭	今井七郎	平成19.9.4	政治団体	
	会計責任者	西林武仁	山本欽哉	平成19.9.4	政治団体	
山田昌美後援会	主たる事務所の所在地	伊都郡かつらぎ町妙寺478-1	伊都郡かつらぎ町三谷770	平成19.9.11	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第120号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年9月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
小西敬民後援会	上山哲子	平成2.9.30	平成19.8.16
福田ゆずる後援会	瀧野耕一郎	平成19.8.10	平成19.8.23
世耕弘成後援会美山支部	吉田英義	平成19.8.23	平成19.8.23
大島慶久和歌山後援会	中谷譲二	平成19.9.5	平成19.9.6
笹井ひろふみ和歌山後援会	中谷譲二	平成19.9.5	平成19.9.6

中原爽和歌山後援会	中谷譲二	平成19.9.5	平成19.9.6
大家孝夫後援会	中谷肇	平成19.8.31	平成19.9.7
民主党和歌山県第2区総支部	山部弘	平成19.9.12	平成19.9.13

和歌山県選挙管理委員会告示第121号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成19年9月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(昭和62年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	小西敬民後援会	
報告年月日	平成19年8月16日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1 収入総額	0	
ア 前年繰越額	0	
イ 本年収入額	0	
2 支出総額	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費 イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費
5 資産等の状況		
(*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

政治団体の収支報告書(昭和63年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	小西敬民後援会	
報告年月日	平成19年8月16日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1 収入総額	0	
ア 前年繰越額	0	
イ 本年収入額	0	
2 支出総額	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		



政治団体の収支報告書(平成元年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	小西敬民後援会	
報告年月日	平成19年8月16日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1 収入総額	0	
ア 前年繰越額	0	
イ 本年収入額	0	
2 支出総額	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
5 資産等の状況		
(* 印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

政治団体の収支報告書(平成2年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	小西敬民後援会
報告年月日	平成19年8月16日
資金管理団体の届出をした者の氏名	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	
1 収入総額	0
ア 前年繰越額	0
イ 本年収入額	0
2 支出総額	0
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)
	イ 寄附 (ア)(イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)
	(イ) 政党匿名寄附
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入
	エ 借入金
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入
	カ その他の収入
4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費
5 資産等の状況	
(*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)	

政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	福田ゆずる後援会	世耕弘成後援会 美山支部		
報告年月日	平成19年3月7日	平成19年1月10日		
資金管理団体の届出をした者の氏名				
資金管理団体の届出に係る 公職の種類				
1 収入総額	300,000	24,363		
ア 前年繰越額	0	24,363		
イ 本年収入額	300,000	0		
2 支出総額	291,000	0		
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)			
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせん によるもの)	300,000 300,000 300,000		
	(イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入			
	カ その他の収入			
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	291,000  291,000  291,000	
		5 資産等の状況		
(* 印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)				

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	福田ゆずる後援会	世耕弘成後援会 美山支部	大島慶久和歌山 後援会	笹井ひろふみ和 歌山後援会	
報告年月日	平成19年8月23日	平成19年8月23日	平成19年9月6日	平成19年9月6日	
資金管理団体の届出をした者の氏名					
資金管理団体の届出に係る 公職の種類					
1 収入総額	259,000	24,363	0	0	
ア 前年繰越額	9,000	24,363	0	0	
イ 本年収入額	250,000	0	0	0	
2 支出総額	255,060	24,363	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)				
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあっせん によるもの)	250,000 250,000 250,000			
	(イ) 政党匿名寄附				
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入				
	エ 借入金				
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入				
	カ その他の収入				
	4 ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	255,060 140,000 3,000 21,051 91,009	24,363   24,363		
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費				
	5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)				

## 政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	中原爽和歌山後援会	大家孝夫後援会	民主党和歌山県第2区総支部	
報告年月日	平成19年9月6日	平成19年9月7日	平成19年9月13日	
資金管理団体の届出をした者の氏名				
資金管理団体の届出に係る公職の種類				
1 収入総額	0	0	0	
ア 前年繰越額	0	0	0	
イ 本年収入額	0	0	0	
2 支出総額	0	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)			
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの) (イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
	カ その他の収入			
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
		5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

かつらぎ町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
かつらぎ都市計画道路（3・5・11号大谷連絡線）
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

諸 報

入 札 公 告

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、公立大学法人和歌山県立医科大学定款第7条に基づき公告する。

平成19年9月28日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長  
南 條 輝志男

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 購入年度、物品調達番号、購入物品の名称及び数量  
平成19年度和医大会第45号 X線TV装置 一式
  - (2) 購入物品の特質等  
仕様書による。
  - (3) 納入期限  
平成20年3月28日（金）
  - (4) 納入場所  
和歌山市紀三井寺811番地1  
和歌山県立医科大学附属病院
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程（平成18年4月1日和医大規程第22号。以下「規程」という。）第5条に規定する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
  - (1) 場所  
和歌山市紀三井寺811番地1  
和歌山県立医科大学事務局会計課
  - (2) 期間  
平成19年9月28日（金）から平成19年10月15日（月）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

- (1) 場所  
3の（1）に同じ。

- (2) 期間  
3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の場所及び日時

- ア 入札場所  
和歌山市紀三井寺811番地1  
和歌山県立医科大学管理棟1階入札室
- イ 入札日時  
平成19年10月16日（火）午前10時00分から
- ウ 開札場所  
アに同じ。
- エ 開札日時  
イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）より競争入札の参加資格があることを確認された旨の写しを持参することとする。

6 入札参加資格書類の確認

2に規定する資格の審査のため、入札に参加しようとする者は、規程第5条に定める資格を得た者であることを証する書類を平成19年9月28日（金）から平成19年10月15日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時45分から午後5時30分までの間に3（1）に掲げる場所に提出すること。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、規程第9条及び第10条の規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、規程第31条から第33条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、法人より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、和歌山県において指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局会計課  
和歌山市紀三井寺811番地1  
郵便番号 641-8509  
電話番号 073-441-0721

- (2) 契約書作成の要否  
要

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年9月28日

和歌山県田辺警察署長 中村佳澄

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金130,000円 (封筒に在中)	平成 19年8月27日	上富田町朝来 (駐車場内)